第2期高槻市スポーツ推進計画

素案

令和2年10月

高槻市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 高槻市の背景と現状	4
5 本計画におけるスポーツの定義	4
第2章 高槻市のスポーツを取り巻く環境と課題	<u>5</u>
1 スポーツをめぐる国・大阪府の動き	5
2 高槻市のスポーツの現状と課題	6
第3章 高槻市のスポーツ推進に向けた方針	8
1 実現目標	8
2 基本方針	8
3 指標	9
第4章 スポーツ推進の施策と取組内容	10
1 本計画の方向性	10
2 施策の展開イメージ	11
3 具体的な取組内容	12
施策① ライフステージや競技性に応じた環境づくり	12
施策② 多様な人々への機会の提供	14
施策③ 施設の有効活用やシステムづくり	16
第5章 計画の推進	18
1 推進体制	18
2 進行管理の方法	18

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

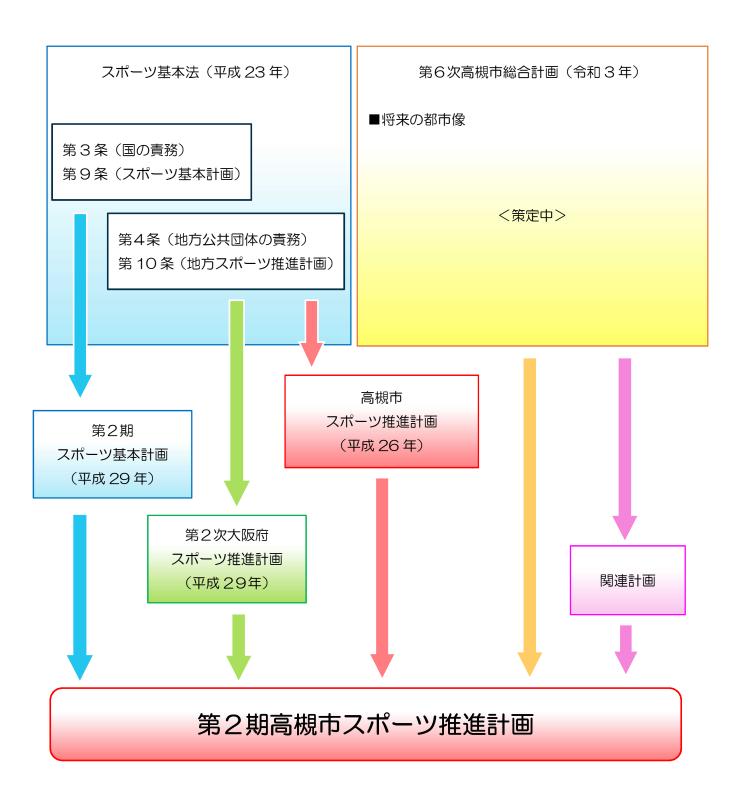
スポーツは、人間の体を動かすという本源的な欲求に応えるとともに、爽快感や達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらします。人々の価値観の多様化や心の豊かさを求める傾向が強まる中、スポーツの楽しみ方は、単なる競技や体力づくりのためだけでなく、「する」ことで楽しさ、喜びが得られ、「みる」ことで感動し、活力が得られ、「ささえる」ことで共感し、絆が強くなるなど、多岐に渡っています。

また、令和3年7月の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、世代、性別、障がいの有無等の垣根を越えて、市民のスポーツに対する関心・期待がこれまで以上に高まっています。また、近年、市民の健康志向の高まりや健康寿命の延伸等、豊かな人生の追求におけるスポーツの果たす役割・意義は、ますます重要となっています。一方で、人口減少社会を迎えた今日においては、スポーツ自体の推進にとどまらず、スポーツの力を生かした地域活性化の取組が各地で行われています。

本市では、平成26年3月に「高槻市スポーツ推進計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、「市民一人 ワン・スポーツへ向かって(Sports for Everyone)」のスローガンのもと、「施設の再活用」「主体の多様化」「賑わいづくり」「民の力の活用」をコンセプトに、市民誰もが生涯を通じてスポーツと関わるためのシステムづくり、人づくり、環境づくりを目指して、さまざまな取組を進めてきました。第1期計画の期間が令和2年度末をもって終了することから、国・大阪府等の動向やこれまでの取組における現状と課題を踏まえ、本市におけるスポーツ推進の一層の充実を図るために、「第2期高槻市スポーツ推進計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

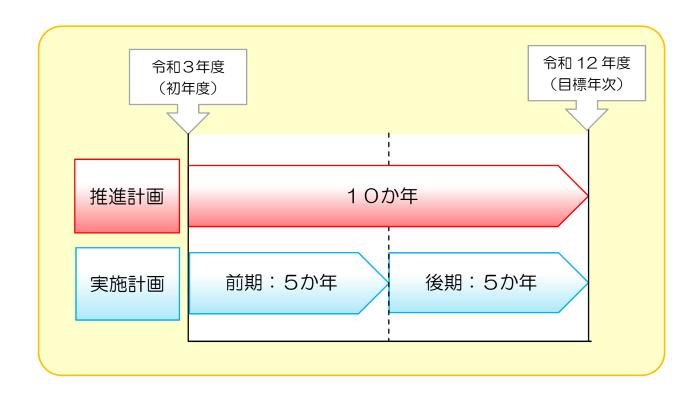
2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条第 1 項に基づく本市のスポーツの推進に関する計画です。 国の「スポーツ基本計画」、大阪府の「大阪府スポーツ推進計画」、さらに本市の「第 6 次高槻市 総合計画」等、関連する計画との調和や整合を図ります。



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、国・大阪府の動向や本計画の進行状況、社会・経済情勢等の変化に応じて、計画の見直しの必要が生じた場合は柔軟に対応するものとします。

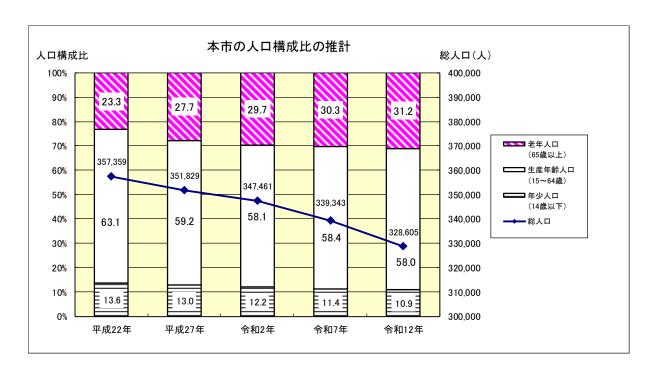


4 高槻市の背景と現状

本市の総人口は、令和 2 年 3 月末時点で、351,019 人となっています。総人口は、昭和 35 年の約8万人から、昭和 40 年代の人口急増を受け、昭和 50 年には33万人に達し、その後は緩やかな増加が続きました。平成に入ってからは、ほぼ35万から36万人台で推移してきましたが、直近10 年をみると、平成22 年以降は少子高齢化が進むとともに人口が減少しており、その傾向は今後も続くと見込まれます。

本市の人口構成は、昭和 40 年代の高度経済成長期に京阪神の住宅都市として人口が急増したことから、現在 70 歳前後の世代が多いという特徴を持っています。さらに全国的な傾向と同様に今後ますます高齢者の比率が高くなると見込まれます。一方、14 歳以下の年少人口比率については、近年低下傾向にあり今後もその傾向が続くと推計されています。

そのため、高齢者が元気に生き生きと活動できるような本推進計画の在り方を検討するほか、子 どもが健やかにのびのびと成長できる環境の充実等積極的な取組が求められます。



出典: 平成27年までは総務省「国勢調査」による。令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)を基に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が作成した「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等(令和元年6月版)」から引用(社会動態がゼロと仮定して作成)。

5 本計画におけるスポーツの定義

本計画においては、スポーツを世界共通の人類の文化として幅広くとらえ、勝敗や記録の競い合いを目的とした競技スポーツだけでなく、レクリエーションやウォーキングをはじめとする健康づくりや、楽しみのために身体を動かす活動も含めて「スポーツ」と定義します。

第2章 高槻市のスポーツを取り巻く環境と課題

1 スポーツをめぐる国・大阪府の動き

国では、「スポーツ振興法」を 50 年ぶりに全面改正し、平成 23 年 6 月に、新たに「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利である。」とした「スポーツ基本法」(以下「基本法」という。)を制定しました。 基本法では、スポーツに関しての基本理念が定められ、国や地方公共団体並びにスポーツ団体の役割等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項等が規定されています。

基本法の規定に基づいて、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」が策定され、「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を目指したスポーツ推進の基本的な方向が示されました。また、平成 27 年 10 月には、基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるスポーツ立国の実現を目的として、「スポーツ庁」が設置されました。

平成29年3月には「スポーツ基本計画」の見直しを行い、「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。この計画では、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他の分野との連携・協働を進め「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを基本方針としています。

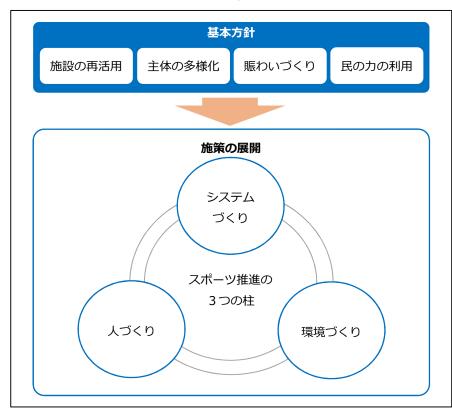
一方、大阪府では、平成 24 年に「大阪スポーツ王国の創造」の実現をめざす「大阪府スポーツ推進計画」を策定し、ライフステージに応じたスポーツ機会の創造とともに、スポーツの活力を生かした都市魅力の創造に向けた各種施策を展開してきました。その後、平成 29 年 12 月に「第 2 次大阪府スポーツ推進計画」を策定し、「スポーツがあふれる、スポーツでつながるOSAKA」を目標に、「生涯スポーツの推進」「大阪が誇るスポーツ資源を生かした都市魅力の発信」に引き続き取り組むとともに、「スポーツの成長・産業化」「スポーツツーリズムの活性化」「スポーツを通じた健康増進」等の視点にも対応するとしています。

2 高槻市のスポーツの現状と課題

(1) 第1期計画の概要

本市では、平成 26 年 3 月に第 1 期計画を策定し、「~市民一人、ワン・スポーツへ向かって~(Sports for Everyone)」をスローガンに、市民誰もが生涯にわたって、それぞれのライフステージに応じたスポーツに親しむことで、健康で精神的に満たされた、豊かな暮らしを送ることができるよう取り組んできました。

第1期計画では、「施設の再活用」「主体の多様化」「賑わいづくり」「民の力の利用」の4つを基本方針とし、これらを実現するための具体的な施策として、スポーツ推進の「システムづくり」「人づくり」「環境づくり」の3つの柱に沿って、各種スポーツ施策を展開してきました。



【第1期計画の施策展開イメージ】

【取組内容】

システムづくり	人づくり	環境づくり
①総合型クラブの育成	①スポーツ推進委員の活用	①スポーツ施設の整備
②スポーツ関連団体の充実	②スポーツボランティアの育成	②スポーツ施設の管理
③スポーツ教室の拡充	③子どものスポーツ推進	③安全・安心の確保
④スポーツ情報の提供	④高齢者のスポーツ推進	④学校開放事業の推進
⑤スポーツの都市交流	⑤障がい者のスポーツ推進	⑤健康とスポーツの推進
	⑥指導者の育成	⑥スポーツイベントの充実

(2) 第1期計画の目標値の達成状況

第1期計画では、令和2年度を目標年次とした数値目標を設定しています。令和元年度末時 点の目標値の達成状況は次のとおりです。

【第1期計画の数値目標と達成状況】

指標		策定時	実績	目標
打日 作示		平成 25 年度	令和元年度	令和2年度
体力の衰えや運動不足力	ے ک	約 80%	68. 0% * ²	約 60%
思う市民の割合*1		策定時の割合から実績値は改善している。		
	年1回以上	58. 2%	62. 7% * ²	約 80%
	週1回以上	29. 7%	44. 6%*2	約 50%
成人のスポーツ実施率 		いずれの指標も策定時の割合から改善傾向にあり、定期		
		的にスポーツをする市民の割合は増加している。		
		市<国	市<国	市>国
子どもの体力の平均値*	3	男女とも全国平均を下回る結果となっている。		ている。
		約 2.3 万人	約 2. 6 万人	約 3.6 万人
大規模スポーツイベントの 参加者数* ⁴ 天候や新型コロナウイルス感染症対策に伴うイベン 催自粛等の影響を受けた。		に伴うイベント開		
		約 155 万人	約 142 万人	約 173 万人
		施設の改修や自然多等による影響を受けた	災害、新型コロナウ ≿。	イルス感染症対策

^{* 1} 市民意識調査結果から引用。「体力の衰えを感じる」市民の割合と「運動不足だと思う」市民の割合の平均値

(3) スポーツ推進に向けた今後の取組課題

第1期計画における目標値への進捗状況から、市民のスポーツ実施率は向上しているものの、それに比例して本市のスポーツ施設の来訪者数は増えていない現状を勘案すると、市民のスポーツ活動は本市のスポーツ施設だけではなく、公園やウォーキング道等身近に運動ができる場所や、民間のスポーツ施設等でも活発に行われていると考えることができます。また、体力の衰えや運動不足だと思う市民の割合や、子どもの体力の平均について、目標と実績に差があることから、引き続き、スポーツを始めるきっかけづくりとなる施策が必要とされるほか、スポーツを始めた市民が、スポーツを習慣化させることのできる施策が望まれます。

^{*2} H30年度の実績数値を使用

^{*3} 全国体力・運動能力調査結果(小学5年生・中学2年生対象)

^{* &}lt;sup>4</sup> 高槻シティハーフマラソン、高槻市民スポーツ祭、高槻クロスカントリー大会、合同スポーツ体験教室、スペランツァ大阪 高槻公式戦の観客を含む参加者数の合算値

第3章 高槻市のスポーツ推進に向けた方針

1 実現目標

スポーツを通じて『市民の活力』を増進し、 『街のにぎわい』につなげる

本計画では、スポーツ本来の目的である健康の増進や交流を通じて、市民に活力をもたらす ことを目標とし、その上で『街のにぎわい』の創出にもつなげていくこととしています。

市民がスポーツを通じて心身ともに健康になることで、活力のある高槻市となるよう、市民 一人一人の関心や適性に応じて、すべての市民が楽しみながらスポーツにふれあい、活動でき る取組を推進します。

2 基本方針

本計画の目標を実現するために、次の基本方針のもと様々な施策を展開します。

スポーツ参画人口の拡大

スポーツを通じた 健康の増進

スポーツを通じた 人・地域の つながりの強化

市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるよう、スポーツ活動の活性化に取り組みます。

市民それぞれのライフステージをはじめ、スポーツへの関心度や適正等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実させ、スポーツ参画人口の拡大を図ります。

また、市民がスポーツを通じた健康づくりを行えるよう、市民のニーズに応じた機会の提供 や環境の整備を行い、スポーツの習慣化にもつなげていきます。

さらに、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、市民誰もがスポーツ活動に参加し、活力ある 社会の実現をめざすとともに、スポーツを通じた交流により、人・地域のつながりを強化する 取組を推進します。

3 指標

「スポーツを通じて『市民の活力』を増進し、『街のにぎわい』につなげる」という実現目標を達成するため、令和 12 年度を目標年次として下記の目標値を設定します。

なお、参考数値として、以下の5項目についても、その推移を把握することといたします。

●目標値

項目	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 12 年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	44. 6%	65%

●参考数値

項目	現状値	
成人のスポーツ未実施率 (1年間に一度もスポーツをしない人)	37. 3%	平成 30 年度
健康寿命	男 81.2年 女 85.3年	平成 29 年度
子どもの体力・運動能力 (T得点*¹)	小学5年生 男:49.2 女:48.1 中学2年生 男:47.8 女:49.0	令和元年度
大規模スポーツイベント*2の参加者数	約 2.8 万人	令和元年度
スポーツ施設*3の利用者数	約 162 万人	令和元年度

^{* 1} T得点:全国体力・運動能力調査(小学5年生・中学2年生対象)における全国の平均を50とした時の高槻市の数値

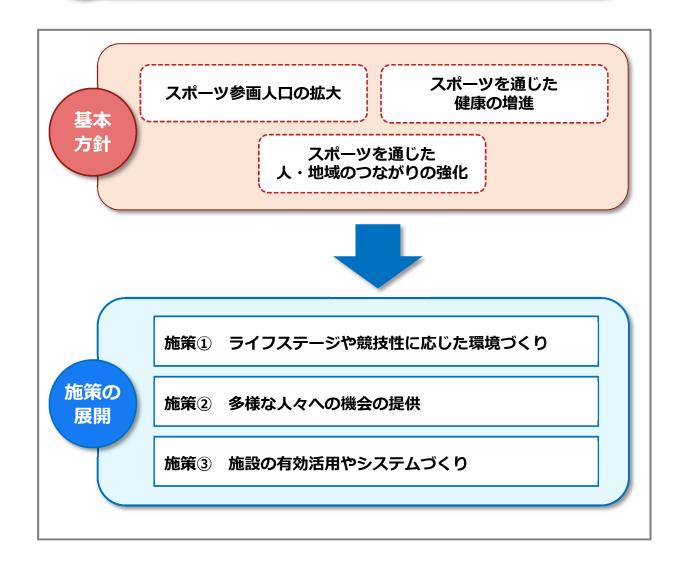
^{*2} 高槻シティハーフマラソン、高槻市民スポーツ祭、高槻クロスカントリー大会、合同スポーツ体験教室等

^{*3} 学校開放、青少年交流センター体育館等含む

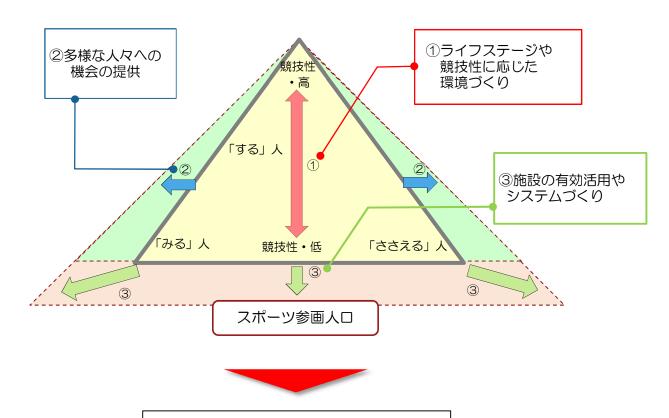
第4章 スポーツ推進の施策と取組内容

1 本計画の方向性

実現 目標 スポーツを通じて『市民の活力』を増進し、 『街のにぎわい』につなげる



2 施策の展開イメージ



①②③の施策の展開を通じ目標を実現

	施策	
① ライフステージや競技性に	② 多様な人々への	③ 施設の有効活用や
応じた環境づくり	機会の提供	システムづくり
(1)子どものスポーツ活動の推進	(1)スポーツ推進委員の活用	(1)スポーツ環境の整備・充実
(2)成人のスポーツ活動の推進	(2)障がい者スポーツの推進	(2)身近なスポーツ環境の活用
(3)高齢者のスポーツ活動の推進	(3)多様な交流の推進	(3)管理運営方法の見直し
	(4)総合型スポーツクラブの推進	(4)学校開放事業の推進
	(5)大規模スポーツイベントの充実	(5)安全・安心の確保

3 具体的な取組内容

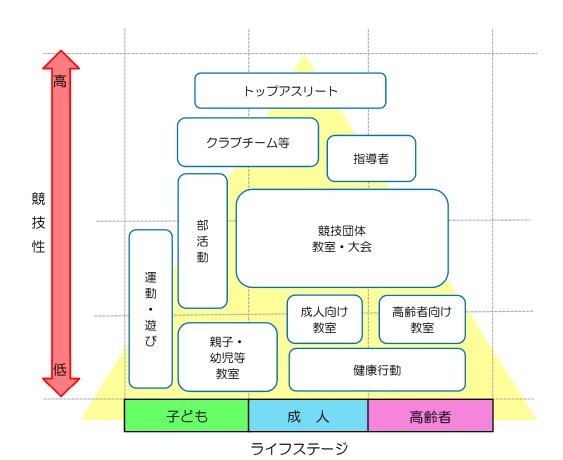
施策① ライフステージや競技性に応じた環境づくり

◇基本的な考え方◇

市民一人一人の年齢 (ライフステージ) や競技性にあった施策を充実させることで、スポーツに対する取組の質を向上させます。また、各種スポーツ団体の取組を支援することで、全ての人々がスポーツに取り組みやすい環境を整えます。

◇具体的な取組◇

(1)子どものスポーツ活動の推進 (2)成人のスポーツ活動の推進 (3)高齢者のスポーツ活動の推進



(1) 子どものスポーツ活動の推進

子どもたちが幼少期から家族や地域の身近な人々と一緒にスポーツにふれあう中で、スポーツへの関心を高め、日常的にスポーツを継続できるよう支援します。

学校におけるスポーツ活動の充実に努めることで、自ら積極的に身体を動かす習慣を身につけるとともに、学校と地域が連携しながら、子どもの体力向上をめざします。また、より高い競技力を有する選手の育成ができるよう、スポーツ関係団体との連携を図ります。

子ども向け教室の推進
競技団体による教室や大会の支援
中学校の部活動の充実
大学との連携

(2) 成人のスポーツ活動の推進

働く世代や子育て世代が気軽にスポーツを楽しめるような取組を推進します。 個人の競技能力に応じて、地区大会会会国大会。の会加を支援します。 たき

個人の競技能力に応じて、地区大会や全国大会への参加を支援します。また、指導者の 育成や活用に努めるほか、本市ゆかりのトップアスリートを支援します。

成人向け教室の推進
競技団体による教室や大会の支援
三島・府総合体育大会への参加支援
健康行動の推進
公認スポーツ指導者講習会の参加促進
指導者向け講習会の実施、指導者の活用
本市ゆかりのトップアスリートへの支援

(3) 高齢者のスポーツ活動の推進

高齢期を迎えても元気で生き生きと過ごせるよう、軽度のスポーツを楽しむことで健康 寿命の延伸に取り組みます。また、高齢者の生きがいづくりや、人・地域とのつながり等を 促進するため、スポーツへの参加機会を充実します。

高齢者向け教室の推進
プールの高齢者割引の実施
健康行動の推進
競技団体による教室や大会の支援

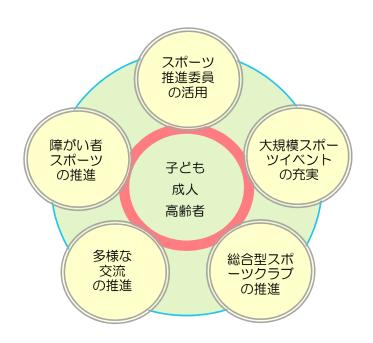
施策② 多様な人々への機会の提供

◇基本的な考え方◇

市民誰もが楽しむことができるスポーツの機会を提供し、スポーツへの関わり方の幅を広げます。また、スポーツイベントの開催を通じて、「する」「みる」「ささえる」それぞれのスポーツへの関わり方を推進します。

◇具体的な取組◇

- (1)スポーツ推進委員の活用
- (2)障がい者スポーツの推進
- (3)多様な交流の推進
- (4)総合型スポーツクラブの推進
- (5)大規模スポーツイベントの充実



(1) スポーツ推進委員の活用

スポーツ推進委員はスポーツ推進委員協議会を組織し、最も市民に密着した事業を展開 しています。それぞれの地域への実技指導や助言だけでなく、スポーツ推進に係る連絡調 整等、市民・行政・団体間等でコーディネーターとしての役割を担えるよう支援します。

地域事業の協力
主催事業の充実
資質の向上
認知度向上への支援

(2) 障がい者スポーツの推進

障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がい者スポーツ振 興懇話会や関係団体と連携を深めることで、障がい者スポーツを推進していきます。

障がい者スポーツイベントの実施	į
障がい者向け教室の推進	
障がい者スポーツの啓発	

(3) 多様な交流の推進

スポーツを通じて、世代や地域を超えた交流の機会を提供することで、スポーツを通じた様々な交流を推進していきます。

地域の交流を推進
都市交流を推進
大学との交流を推進
トップアスリートとの交流を推進

(4)総合型スポーツクラブの推進

市民が主体的に参画する総合型クラブが、地域のスポーツコミュニティとしての役割を 担っていますが、今後もさらに活動が拡がるよう、自立化の促進に向けて支援します。

総合型スポーツクラブへの支援

(5) 大規模スポーツイベントの充実

スポーツイベントは、スポーツの「する」「みる」「ささえる」全てを含んでおり、スポーツに関わるきっかけとなることが期待されるほか、人の交流が深まる等、街のにぎわいにつながるものです。そのため、今後も引き続き安全かつ円滑に実施できるよう支援を行います。

大規模スポーツイベントの推進
主催団体への支援
ボランティアの場の提供を推進

施策③ 施設の有効活用やシステムづくり

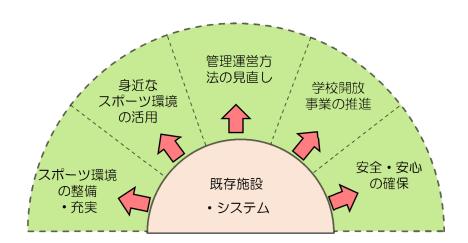
◇基本的な考え方◇

市民誰もが、いつでもどこでもスポーツ を楽しめるよう、スポーツ施設の有効活用 や、より安全・安心で利用しやすいシステ ムづくりを進めることで、スポーツ活動の 裾野を広げます。

また、スポーツ施設にとどまらず、身近な公園やウォーキング道等の活用を進めていきます。

◇具体的な取組◇

- (1)スポーツ環境の整備・充実
- (2)身近なスポーツ環境の活用
- (3)管理運営方法の見直し
- (4)学校開放事業の推進
- (5)安全・安心の確保



(1) スポーツ環境の整備・充実

これまで計画的にスポーツ施設を整備してきたことで、多くの市民に利用されてきました。 今後は既存施設の整備・維持補修等を計画的に行うとともに、スポーツ施設だけでなく身近 な公園やウォーキング道等を整備し、気軽にスポーツができる環境づくりに努めます。

スポーツ施設の計画的な維持管理
ウォーキング道の整備
公園への健康遊具の設置

(2) 身近なスポーツ環境の活用

スポーツは、スポーツ施設だけでなく身近な公園や道等でも行われています。今後は身近 な環境を活用したスポーツの取組を推進していきます。

> ウォーキング道の活用 総合公園等でのスポーツイベントの実施

(3)管理運営方法の見直し

より利用しやすいスポーツ施設となるよう、既存の施設の利用方法・利用時間等を含めた 管理運営方法の見直しを行います。

> 指定管理手法の検討 利用料金、利用時間等の検討

(4) 学校開放事業の推進

小中学校(寿栄小学校を除く)の開放事業は、学校開放運営委員会に運営を委ねることで 実施しています。また、市内府立高校の開放事業は、大阪府との連携のもと実施しています。 今後は、市民の最も身近なスポーツの場として、より利用しやすくなるような手法を検討し ていきます。

> 学校体育施設の利活用 学校開放運営委員会の自立化支援

(5) 安全・安心の確保

スポーツ実施中の事故やケガへの対応だけでなく、近年では熱中症対策や、大規模災害・ 新興感染症等の緊急事態への対応等も課題となっています。これらに対応するため、さらな る安全・安心の確保に取り組みます。

AED の管理
救命・安全講習会の実施
スポーツ安全保険への加入奨励
熱中症対策の実施
緊急時の対応の検討

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政だけではなく、市民や様々なスポーツ団体、学校、関係機関等が連携を図り、それぞれが主体的にスポーツ推進の担い手として取り組んでいくことが重要です。そのため、以下の役割に基づき、相互に連携して計画を推進していきます。

(1) 市民

ライフステージや目的等に応じて、自分に合った形でスポーツに親しむことが大切です。スポーツを通じて心身ともに健康になり、人や地域と強くつながることが期待されます。

(2) スポーツ関係団体

行政や団体間の連携を図り、様々な事業を実施することで、市民のスポーツ振興の中心的な 役割を果たすことが期待されます。

(3) 学校等

幼稚園、保育所、小学校、中学校等において、児童・生徒のスポーツ活動の機会を積極的に提供していくことが期待されます。

(4) 行政

市民が主役であるという考え方に立ち、スポーツ関係団体を支援し協力するとともに、スポーツ施設の管理・運営や情報提供等を通じて、市民が活動しやすい環境づくりに努めます。

2 進行管理の方法

本計画を推進していくために、それぞれの基本方針に位置づけられる施策について実施計画を策定し、そのなかで毎年進捗管理を行い、着実な推進を図っていきます。

進行状況や時々の課題については、学識経験者やスポーツ団体関係者、学校関係者、市民等から構成する「高槻市スポーツ推進審議会」に報告し、必要に応じて実施計画の見直しを行います。